

令和7年度第1回社会教育委員会議 次第

日 時：令和7年9月1日（月）15時00分から
場 所：札幌市教育委員会4階 委員会会議室

- 1 教育長あいさつ
- 2 社会教育委員の自己紹介
- 3 議長・副議長の選出について
- 4 協議事項
今期の社会教育委員会議の協議テーマについて
- 5 連絡事項

【配布資料】

- ・ 座席表
- ・ 札幌市社会教育委員条例
- ・ 札幌市社会教育委員条例施行規則
- ・ 社会教育委員名簿
- ・ 今期の社会教育委員会議の協議テーマについて・・・・・・・・資料1
- ・ 札幌市生涯学習推進構想について・・・・・・・・資料2

【第2回社会教育委員会議について】

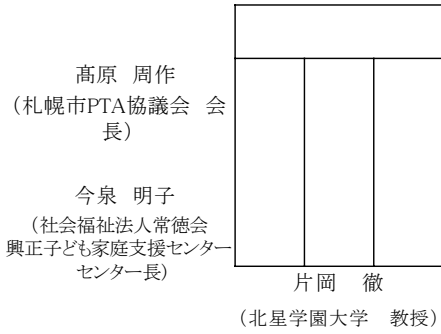
- ・ 日時 令和7年11月20日（木） 15時00分～17時00分
 - ・ 場所 札幌市教育委員会4階 委員会会議室
- ※会議の開催につきましては、開催1か月前を目安に通知いたします。

令和7年度第1回社会教育委員会議 座席表

令和7年9月1日(月)
教育委員会 4階委員会会議室

副議長席

議長席

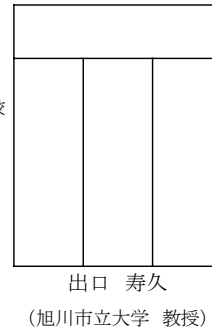


齋藤 優希
(公募委員)

桑原 さやか
(NPO法人 nicon
代表理事)

船着 千世
(札幌市立日新小学校
校長)

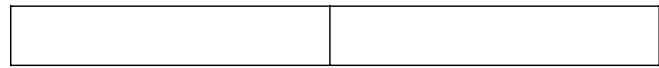
榊 ひとみ
(札幌学院大学
准教授)



細川 美香
(北海学園大学非常勤講師、
合同会社ハーヴェスト代表)

中野 能洋
(公募委員)

(※敬称略)



○ 山根 教育長 ○ 井上 総務部長 ○ 新津 生涯学習推進課長 ○ 上原 社会教育担当係長

傍聴人席

○ 大山 ○ 佐藤 ○ 橋本 ○ 野上 ○ 荒木 ○ 早坂
生涯学習係長

出入口

改正

平成26年 2 月27日 条例第11号

札幌市社会教育委員条例

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第 1 項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(施行細目)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年条例第11号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

札幌市社会教育委員条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、札幌市社会教育委員条例（昭和37年条例第24号）の施行について必要な事項を定める。

(会議)

第2条 社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に委員の互選により、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長は、会議を代表し、議事その他会議の事務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 委員の半数以上から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときには、議長は、会議を招集しなければならない。

(会議の成立及び議事)

第4条 会議は、委員の過半数が出席したときに成立し、議事はその過半数により決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施行細目)

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

札幌市社会教育委員名簿

(任期 令和7年7月1日～令和9年6月30日)

令和7年7月1日現在

氏名	区分	所属団体等
ふなつき ちせ 船着 千世	学校教育関係者	札幌市小学校長会 (札幌市立日新小学校 校長)
さいとう ゆき 齋藤 優希	社会教育関係者	公募委員
たかはら しゅうさく 高原 周作	〃	札幌市PTA協議会 会長
なかの よしひろ 中野 能洋	〃	公募委員
いまいずみ めいこ 今泉 明子	家庭教育関係者	社会福祉法人常德会興正子ども家庭支援センター センター長
くわはら さやか 桑原 さやか	〃	NPO法人 nicon 代表理事
さかき ひとみ 榎 ひとみ	学識経験者	札幌学院大学 人文学部こども発達学科 准教授
ほそかわ みか 細川 美香	〃	北海学園大学 社会教育主事過程 非常勤講師 合同会社ハーヴェスト 代表
かたおか とおる 片岡 徹	〃	北星学園大学 文学部 心理・応用コミュニケーション学科 教授
でぐち としひさ 出口 寿久		北海道科学大学 全学共通教育部 教授

※区分順

今期(令和7～令和8年度)社会教育委員会議の協議テーマ案
「第4次札幌市生涯学習推進構想に向けて」

【背景】

- ・札幌市では、時代の変化に対応し、生涯教育の観点から学習環境を整え、市民自らの向上心、自由意思に基づく幅広い学習を支援するために、平成7年（1995年）4月に「札幌市生涯学習推進構想」を策定。以降、概ね10年ごとに見直しを行い、現在は第3次札幌市生涯学習推進構想（計画期間：平成29年～以下、「3次構想」という。）に基づく生涯学習施策を展開している。
- ・国や本市を取り巻く学習環境や社会課題は年々多様化・複雑化しており、昨年6月に行われた中央教育審議会生涯学習分科会（文科省附属機関）では、生涯学習・社会教育の今後の方向性として、「現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける必要がある」と示されており、人生100年時代の到来など、社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっている。
- ・本市においても、令和8年度で3次構想の策定から10年を迎えるに当たり、改めて3次構想の検証を行うとともに、社会背景や国の動きに適応した生涯学習施策の指針として「第4次札幌市生涯学習推進構想」（以下、「4次構想」という。）を策定し、更なる生涯学習を推進する必要がある。

【テーマ選定の理由】

- ・札幌市社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、更にそのために必要な調査・研究等を行う機関である。
- ・社会教育に関わり専門的な見識を持つ委員の意見を聴取し、4次構想策定の参考とするため、本テーマを事務局案として提示する。

【具体的な協議内容】（想定）

- ・令和7年度においては、まず「生涯学習」という概念に触れ、その推進に関し協議を行う。その後、市民アンケート（同年10月実施予定）、3次構想の関連事業に関する全庁照会結果（同年7月実施、現在集計中）等から3次構想の現状と課題を洗い出し、検証を行う。
- ・令和8年度からは4次構想の内容について意見を述べる機関として「（仮称）札幌市生涯学習推進構想検討会議」（以下、「検討会議」と言う。）を新たに設置する予定（社会教育委員で構成予定）。3次構想の検証結果や検討会議からの意見を踏まえ、4次構想の内容を庁内組織で検討していく。

○令和7年度会議スケジュール（予定）

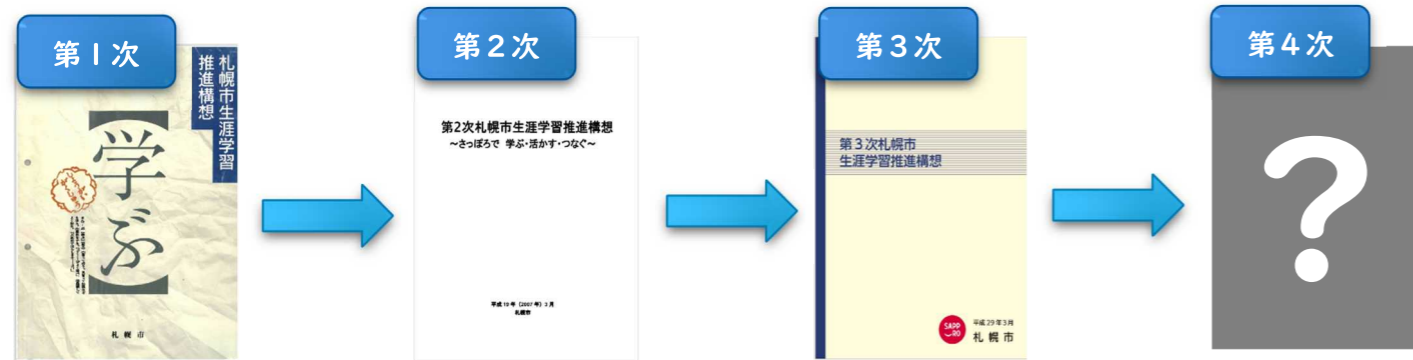
開催時期 (予定)	主な内容（予定）
第1回 9月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議テーマ 「あなたの思う、生涯学習について」
第2回 11月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習に関する講義（出口委員より） ・ 協議テーマ 「生涯学習の成果発揮のため、必要な環境について」（仮）
第3回 令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習関連施設の視察 ・ 3次構想の現状と課題に関する説明 ・ 協議テーマ 「3次構想の現状と課題の検証」（仮）
第4回 令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度教育費予算に係る報告 ・ 地域学校協働活動推進事業 令和7年度実施状況及び令和8年度実施方針案に係る報告 ・ 協議テーマ 「現状と課題を踏まえ4次構想に期待すること」（仮）

構想の概要

位置づけ：札幌市における“まちづくりの基本的な指針”である「第2次まちづくり戦略ビジョン」に沿って生涯学習施策を推進していくために定めています。また、教育施策の総合計画である「札幌市教育振興基本計画」との整合性を図っています。

計画期間：【第1次】H7～H18年度 → 【第2次】H19～H28年度 → 【第3次】H29～R8年度 → 【第4次】R9年度からおおむね10年を予定（R18年度までを目途）

構想の役割：札幌市では教育委員会のほか、市長部局等を含めると200を超える生涯学習に関する施策を展開しており、生涯学習推進構想はその拠り所となる指針です。これらの施策は進捗状況を毎年確認し、継続的な検証と見直しに取り組んでいます。



【現行】第3次生涯学習推進構想の構成

- 「市民の学びとつながりが 豊かな未来を築くまち さっぽろ」を生涯学習推進構想で目指す札幌のまちの姿として定め、3つの基本施策、7つの方向性、22の施策の展開を掲げています。

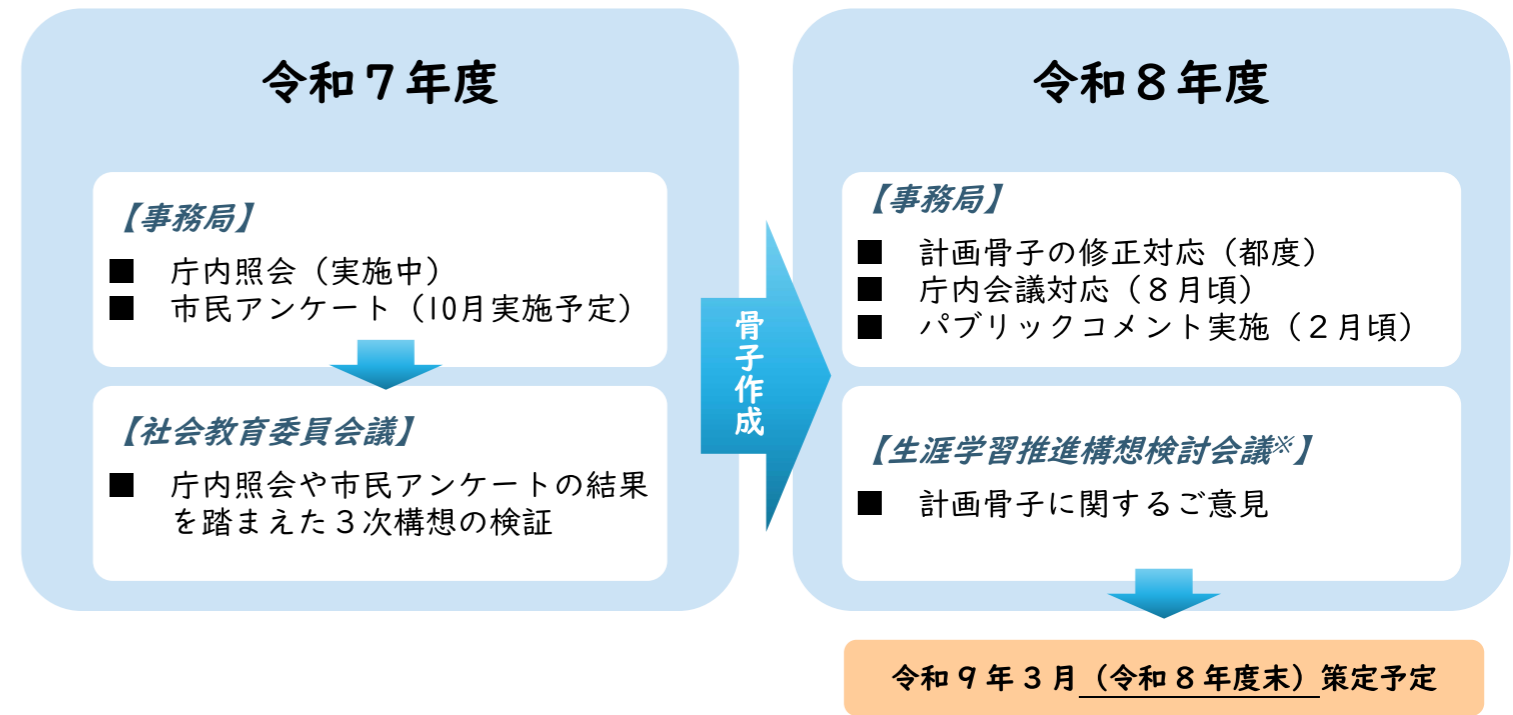
基本施策	施策の方向性	施策の展開
I 学びを生かして未来を創造する人づくり	1 各世代のニーズに応じた学びの推進	1 乳幼児期からの育ちを支える学びの充実 2 青少年期を育む学びの充実 3 成人期の多様なニーズに対応するための学びの充実 4 高齢期を豊かに過ごす学びの充実
	2 多様な学習機会の提供	5 現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実 6 スポーツ・健康に関する学びの充実 7 文化芸術に関する学びの充実
	3 社会で活躍できる力を育む学びの推進	8 ふるさと札幌に関する学びの充実 9 就労へ向けた学びの充実 10 まちの活力を高める学びの推進
II 学びで育むつながりづくり	4 多世代が関わる学びを通じた絆づくりの推進	11 学習成果の発表や学びをきっかけにした交流の場の充実 12 地域と学校が連携する取組の推進
	5 学びを地域づくりに生かす取組の推進	13 地域づくりに向けた学びの推進 14 学んだ成果を地域で生かす取組の充実
III 学びを支える環境づくり	6 いつでも学べる環境づくり	15 学び直しなどを支える環境づくり 16 全ての人に開かれた学びの環境づくり
		17 情報提供・学習相談体制の充実
	7 まちのどこでも学べる環境づくり	18 学びを支える人材の発掘・紹介、出前講座の展開 19 学びをコーディネートする人材の育成・活用
		20 身近な地域で学びを深められる環境の整備
		21 時代の変化に対応した生涯学習関連施設の運営、機能強化
		22 多様な主体が連携した学びの場づくり

【次期】第4次生涯学習推進構想に向けた視点（札幌市のイメージ）

※現時点でのイメージであり、決定事項ではありません。



策定に向けたスケジュール（案）について



※生涯学習推進構想検討会議について

4次構想を策定する令和8年度には、社会教育委員会議の皆さまで構成する「生涯学習推進構想検討会議」を組織し、計画策定に係る検討を進めて参りたいと考えております。

生涯学習と教育について

資料3

生涯学習

= 「学ぶ者」に着目した概念

教育による学習

= 「教える者」と「学ぶ者」による行為

学校教育 による学習

- ・ 学齢児童・生徒等に対する教育（幼小中高・大学・専修学校等）
- ・ 社会人の大学院入学

家庭教育 による学習

狭義の社会教育 による学習

- ・ 社会教育法上の社会教育
- ・ 行政や公民館等が行う講座

社会教育

（= 学校・家庭以外の広く社会における教育）

による学習

広義の社会教育による学習

- ・ 大学・短大等の学校が行う公開講座
- ・ 青少年団体等が行う青少年教育
- ・ 民間教育事業者の行う通信教育・カルチャースクール
- ・ 個人経営のピアノ教室等の個人による教育

自己学習

= 「学ぶ者」のみによる行為

（読書等の自主学習、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動・体験活動、趣味やレクリエーション活動における学習）

狭義の社会教育とは？

社会教育法

(この法律の目的)

- 第一条 この法律は、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

- 第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育法

(国及び地方公共団体の任務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。